

岩手県告示第29号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた宮古港港湾計画を次のとおり変更した。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 港湾計画の変更の概要

(1) 公共ふ頭計画

津波対策施設整備に伴い、ふ頭用地の利用形態を見直すため、次の施設について計画を変更する。

藤原・神林地区

ふ頭用地 面積24ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）（既設の変更計画）

既設
ふ頭用地 面積25ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）

(2) 小型船だまり計画

二級河川閉伊川河口部に津波対策施設として水門が整備されることから、影響を受ける次の施設について計画を変更する。

出崎地区

泊地 水深3メートル 面積11ヘクタール（既設の変更計画）

物揚場 水深3メートル 延長929メートル（既設の変更計画）

ふ頭用地 面積1ヘクタール（既設の変更計画）

なお、これに伴い既設の泊地1ヘクタール及び物揚場128メートルを撤去する。

既設
泊地 水深3メートル 面積12ヘクタール
物揚場 水深3メートル 延長1,057メートル
ふ頭用地 面積2ヘクタール

(3) 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、次の施設について計画を変更する。

道路

臨港道路出崎埠頭線（既設の変更計画）

起点 臨港道路出崎2号線

終点 県道崎山宮古線 2車線

臨港道路藤原1号線（既設の変更計画）

起点 藤原埠頭

終点 国道45号 2車線

既設
臨港道路出崎埠頭線
起点 出崎埠頭
終点 県道崎山宮古線 2車線
臨港道路藤原1号線
起点 藤原埠頭
終点 国道45号 2車線

(4) 港湾環境整備施設計画

新たに整備される海岸防潮堤の整備に伴い、次の施設について計画を変更する。

出崎地区

緑地 面積2ヘクタール（うち2ヘクタール工事中）（既設の変更計画）

〔 既設
緑地 面積2ヘクタール 〕

(5) 土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、土地利用計画を次のとおり変更する。

単位：ヘクタール

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	合計
出崎地区	(4) 4	(8) 8	(1) 1	(2) 2	(15) 15
藤原・神林地区	(32) 32	(4) 4	(6) 6		(42) 42

既定計画

単位：ヘクタール

用途 地区名	ふ頭用地	港湾関連用地	交通機能用地	緑地	合計
出崎地区	(4) 4	(7) 7	(2) 2	(2) 2	(15) 15
藤原・神林地区	(33) 33	(3) 3	(6) 6		(42) 42

注1 括弧内は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数を示す。

2 今回の変更に係る用途のみ記述した。

(6) 港湾の効率的な運営に関する事項

藤原・神林地区において、物流サービスの水準を向上させるため、港湾利用やサービス向上についての協議会等の設置や活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所 岩手県県土整備部港湾課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター